

令和元年第四回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和元年12月11日（水曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 発議第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 第 3 発議第 3号 都立広尾病院を地方独立行政法人とすることなく、東京都の直営病院として、都が責任をもって運営していくことを求める意見書
- 第 4 発議第 4号 天皇陛下御即位「賀詞」奉呈について
- 第 5 承認第20号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）
- 第 6 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
教育長	佐藤誠君	消防長	瀬筒穰君
総務課長	奥山拓君	企画財政課長	佐々木真理君
税務課長	福田高峰君	住民課長	佐藤真一君

福祉健康課長	奥山勉君	主幹 (福祉健康課)	田村久美君
建設課長	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君
産業観光課長	沖山昇君	主幹 (産業観光課兼 教育課)	笹本博仁君
企業課長	菊池正勝君	病務院長	菊池良君
教育課長	高橋太志君	會計課長	高野秀男君
代表監査委員	浅沼拓仁君		

事務局職員出席者

事務局長	和田一宏君	局長補佐	菊池拓君
書記	浅沼明美君	書記 (録音)	明石丈君

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、令和元年第四回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

(午前 9時00分)

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、10番、11番を指名いたします。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を上程いたします。

提出者、13番、浅沼憲春さん、ご登壇願います。

(13番 浅沼憲春君 登壇)

○13番（浅沼憲春君） おはようございます。

発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町議会議員、浅沼憲春。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、八丈町議会議員、浅沼隆章、八丈町議会議員、山下則子、八丈町議会議員、山本忠志、八丈町議会議員、沖山恵子、八丈町議会議員、菊池 良、八丈町議会議員、小川 一、八丈町議会議員、山下 巧、八丈町議会議員、岩崎由美、八丈町議会議員、金川孝幸、八丈町議会議員、廣江 才、八丈町議会議員、小澤一美。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

標記の件に関しまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震などの発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多目的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することになるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが重要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月11日。

内閣総理大臣殿。

総務大臣殿。

財務大臣殿。

農林水産大臣殿。

国土交通大臣殿。

東京都八丈町議会議長、奥山幸子。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第2、発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、発議第3号 都立広尾病院を地方独立行政法人とすることなく、東京都の直営病院として、都が責任をもって運営していくことを求める意見書を上程いたします。

提出者、11番、廣江 才さん、ご登壇願います。

（11番 廣江 才君 登壇）

○11番（廣江 才君） おはようございます。

発議第3号 都立広尾病院を地方独立行政法人とすることなく、東京都の直営病院として、都が責任をもって運営していくことを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町議会議員、廣江 才。

賛成者、八丈町議会議員、沖山恵子、八丈町議会議員、岩崎由美。

八丈町議会議員長、奥山幸子殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

都立広尾病院を地方独立行政法人とすることなく、東京都の直営病院として、都が責任をもって運営していくことを求める意見書。

東京都は、都民の命を守るとりでの役割を果たしてきている都立病院を東京都から切り離して、直営ではなく地方独立行政法人化する検討を進めています。

地方独立行政法人になれば、

① 独立採算性が求められ、患者の負担が増える。

② 都の直営では原則無料の差額ベッド代が、1日最高2万6,000円になるなど大幅に引き上げられる。広尾病院では、計画している建て替え後の差額ベッド数は、総ベッド数400

床のうちの25%、100床にもなる。

③ 都立病院の医師、看護師、医療検査技師、機能回復訓練士などは公務員でなくなり、労働条件の悪化が心配される。

④ それにより、医療の質と安全が低下するおそれが生じる。
といったことが考えられます。

特に、広尾病院は島嶼医療機関との医療業務の連携が形成されていて、島嶼の住民は日ごろから安心と信頼を寄せています。

また、同病院における入院検査や治療、通院の検査等においては、職員が患者や家族に親切に接してくださったことに島嶼の患者、家族は安心感を覚え、感謝しているところです。

島嶼の住民たちは、「急な疾病でヘリコプターで救急搬送されたが、速やかに適切な治療を受けられて、元気になって帰ってこられた」とか、「治療費が払えないのではないかと心配していたが、いろいろな支援策を考えてくれて助かった」などと感じており、医療、事務職員とともに広尾病院ならではの島嶼住民に対する職員の心遣いに喜び、感謝しています。

このように、都立広尾病院は島嶼の住民にとってはなじみが深く、かけがえのない死活的に重要な病院です。

よって、八丈議会は、都立広尾病院を地方独立行政法人とすることなく、従来どおり、東京都の直営の病院として、都が責任を持って運営していくことを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の定めるところにより意見書を提出します。

2019年12月11日、東京都知事、小池百合子殿。

東京都八丈町議会議長、奥山幸子。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

○13番（浅沼憲春君） 確かに、地方独立行政法人になることはかなり問題はあるかと思いますが、まだ東京都のほうで発表しておりませんので、このことに対しては時期尚早と思われる。

まず内容がまだ確認できないことが一つあります。私としては、まず時期尚早ということで賛同できないという意見でございます。

○議長（奥山幸子君） 質疑なので。

○13番（浅沼憲春君） 質疑ですか、すみません。

○議長（奥山幸子君） ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

これから討論を行います。

なお、討論一人一回の原則に基づき、発言は一人一回となりますので、ご注意ください。

反対意見から伺います。

まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

13番、登壇ください。

（13番 浅沼憲春君 登壇）

○13番（浅沼憲春君） すみません。先走りましてご迷惑かけました。

まず、私としましては、東京都のほうからこの地方独立行政法人化ということで、細かいことがまだ発表されておられません。時期尚早ということでちょっと賛同できないという意見でございます。

書かれましたことに対しまして、まず、患者の負担が増えるということですが、この医療点数とかは変わらないと思いますので、そんなに負担が増えることはないんじゃないかと思えます。

また、この2の差額ベッドが1日最高2万5,000円とありますが、これ担当者に聞きましたら、個室の高いところのベッドが2万6,000円ということで、無料のベッドもあるということはお聞きしております。条件がありますが。

それから、ベッド数が約400とありますが、私が調べたところによりますと478床、それが25%の100床になるということを書いてありますが、担当者に聞きましたら、多少減りますが、約400床は確保するという事です。

3番目なんですけど、確かに公務員から外れます。ただ、公務員という枠に縛られた医者の数とか看護師の定員数が増えることもあり得るというようなことと、あと病院とかいろいろなところの民間との交流ができるという、壁がなくなるということも言っておりました。

担当者が最後に言ったのは、島の病院としてこれからも東京都としては支援していくというようなお話をしておりました。

この地方独立行政法人になるということは、神奈川県も今進めております。全国的にやはり病院の財政の改革というか、そこら辺の見直しのために独立行政法人化をするということが進められておるといようなお話を聞いております。

ですので、東京都のほうからまだ詳しい内容がありませんので、これを出すこと自体が時期尚早ということで、私は賛同できないという反対意見になります。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 次に、本案に賛成者の発言を許可いたします。

11番、ご登壇ください。

（11番 廣江 才君 登壇）

○11番（廣江 才君） 今のお話、ちょっと細かく答えようと思います。

確かに、きのうの晩ですか、小池さんが今月の末、この答申が出るというような話をきのうやっておりましたけれども、確かに時期尚早ということは考えるんですけども、でも今一番これが問題となっている東京都としてはここではっきりさせなければいけないというときに、我々がこの独法に関して、はっきり言って、なぜそういうことを小池都知事のほうから指示したかということとは400億円の使い道ということであれなんですけれども、ちょうど広尾病院が30億程度赤字というか補填しているわけですね、都として。これを小池さんの言葉をかりれば、独法をやれば意識改革をしてくるだろうというような話ですけども、実際はこれを払わないで済むということがあるわけです。

現状の、さっきの病床数の問題、確かに478床ございます。今回、400床くらいに全体でなるわけですけども、そのうち個室が25%ということは、今どこの病院も差額ベッドで稼ぐというのはこれ常識になっているんですよ。だから、例えば、骨折して東京へ行ってください、必ず個室ですよ。そのまま入る場所なんかはありません。これは、本当に痛いところを突いてくるのが、それをここも独法になれば当然これを狙うというのは。

だから、今まで枠はもらえると思います。八丈島に、島嶼に、島嶼枠として。これは恐らく広尾もやっていただけたと思いますけれども、問題はそういう、じゃあそのベッドの枠まできちんともらえるのかという。独法になって法人化されれば、そういうことは絶対あり得ないわけです。必ず一旦はそういう個室に入れられ、そこであきを待つと、そういうスタイルになるのは当然なわけですよ。30億を生み出すには、これだけじゃないですけどもね。

それともう一つは、こういうことを、独法をやることはいい面もありますよ。確かに独法になっていい場合もありますけれども、全体的に我々受益者に関して独法になって何のメリットもありません。

病院としてはメリットあるかもしれませんが、我々受益者は一定高くなる。もう全てが高くなるんです。恐らく、私まだそこまではっきり考えていませんけれども、高額医療

のほうに必ず入ってくると思います。そういう普通の病院から、独法になればもうちょっと高いレベルのものを求める、これも当然の話で、誰がやってもそういう形になっていきます。そのときになって、その結果は10年、15年に恐らくこの議会で、私はいないでしょうけれども、何とかしてくれという形で恐らく出てくると思います。私はそれを期待して長生きしようと思っていますけれども。

とにかく、そういうことで、今ここで独法にする意味は、確かに3月の議会という手もあったんですけども、やはり率先して都知事に物を言える、そういう議会に八丈島がなっただけおかしくはないわけですよ。八丈もこういう考えを持っているんだと、だから独法はストップしてくれと。30億円、はっきり言って、弱者に対して東京都として30億円払うのがどこか痛みがあるんですか。そのくらいのことはきちんと小池さんも考えてもらいたい。という意味で、私はこれを出したわけ。

いろいろまだしゃべり足りないところもありますけれども、赤字解消を狙ってやる独立行政法人化するという、その考えたそのものが嫌らしいと思いますよね。大体、都がこういう動き方をするときには、必ずその裏にはもう嫌らしさが漂っていますよ。

一応、私はそういうことで、確かに時期尚早かもしれないけれども、これを出したということで、一応お答えいたします。

○議長（奥山幸子君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

本案の原案に賛成する方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（奥山幸子君） 起立少数です。

よって、日程第3、発議第3号 都立広尾病院を地方独立行政法人とすることなく、東京都の直営病院として、都が責任をもって運営していくことを求める意見書については否決いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、発議第4号 天皇陛下御即位「賀詞」奉呈につい

てを上程いたします。

提出者、13番、浅沼憲春さん、ご登壇願います。

(13番 浅沼憲春君 登壇)

○13番(浅沼憲春君) 発議第4号 天皇陛下御即位「賀詞」奉呈について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町議会議員、浅沼憲春。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、八丈町議会議員、浅沼隆章、八丈町議会議員、山下則子、八丈町議会議員、山本忠志、八丈町議会議員、沖山恵子、八丈町議会議員、菊池 良、八丈町議会議員、小川 一、八丈町議会議員、山下 巧、八丈町議会議員、岩崎由美、八丈町議会議員、金川孝幸、八丈町議会議員、廣江 才、八丈町議会議員、小澤一美。

八丈町議会議員長、奥山幸子殿。

説明。

天皇陛下即位に当たり、賀詞を奉呈するため本案を提出する。

天皇陛下即位賀詞奉呈。

天皇陛下におかせられましたは、風薫るよき日にご即位されましたことは、まことに慶賀にたえないことでもあります。

天皇皇后両陛下のますますのご清祥と令和の御代の末永きいやさかをお祈り申し上げます。

ここに八丈町議会は、町民を代表して謹んで慶祝の意を表します。

令和元年12月9日、東京都八丈町議会。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第4、発議第4号 天皇陛下御即位「賀詞」奉呈については、原案どおり可決いたしました。

◎承認第20号の上程、承認

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第5、承認第20号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を

求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午前 9時25分)

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前 9時26分)

○議長（奥山幸子君） 日程第5、承認第20号 フリージアまつり表敬訪問については、4番、山本忠志君、6番、菊池 良君と私を含め、3名を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

令和元年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午前 9時28分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年12月11日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 金 川 孝 幸

署 名 議 員 廣 江 才